



しあわせ信州

長野県(危機管理部)プレスリリース 令和4年(2022年)7月21日

北アルプス圏域の感染警戒レベルを3に引き上げます

1 感染の状況等

北アルプス圏域における直近1週間（7月14日～20日）の新規陽性者数は64人（人口10万人当たり113.81人）となっており、前週（7月7日～13日）と比較して2.3倍と増加しています。

この状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域のレベルを3に引き上げる目安となる基準（50人以上）に該当しており、感染拡大に警戒が必要な状態であると認められます。

このため、北アルプス圏域の感染警戒レベルを2から3に引き上げます。

【県内の感染警戒レベル等の状況】

レベル	圏域【直近1週間の新規陽性者数（人口10万人当たり）】
4*	佐久【850人（415.81人）】、上田【721人（371.84人）】、諏訪【426人（219.77人）】、上伊那【480人（266.82人）】、南信州【612人（393.95人）】、松本【1,110人（261.99人）】、長野【1,965人（368.87人）】、北信【203人（245.93人）】
3	<u>北アルプス【64人（113.81人）】</u>
2	木曽【32人（125.60人）】

* 「医療警報」発出中のため、圏域の感染警戒レベルの上限は4

2 県民・事業者の皆様へのお願い

更なる陽性者・入院者の増加を抑制し、社会経済活動を維持しながら重症化リスクが高い方を守るため、全県に「医療警報」を発出中です。県民及び事業者の皆様におかれましては、別紙「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」に沿った対応をお願いします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部

消防課 新型コロナウイルス感染症対策室

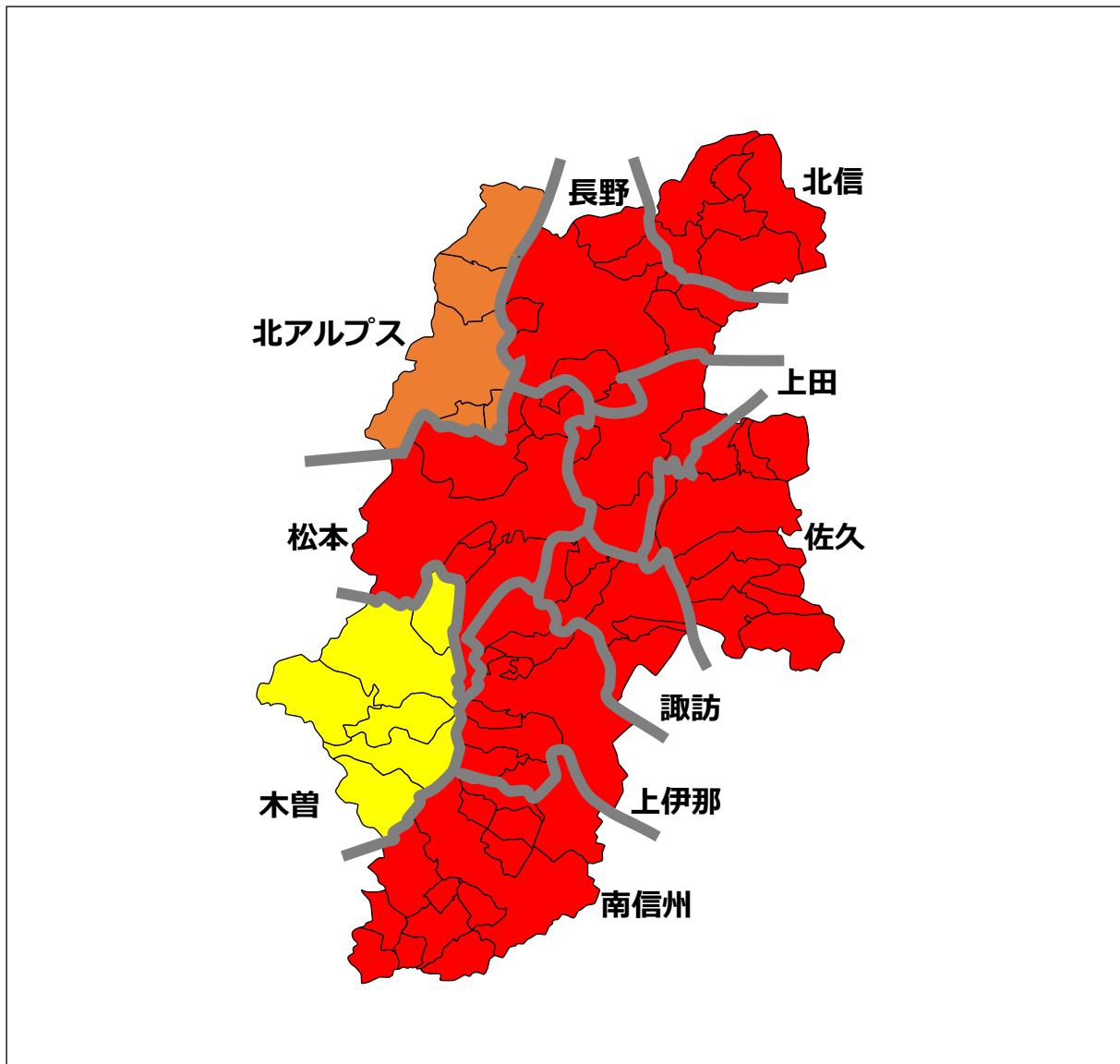
(室長) 高野 雅彦 (担当) 北澤 浩

電話 026-232-0111 (内線 4705)

FAX 026-233-4332

県内の感染警戒レベル (R4. 7. 21 現在)

感染警戒レベル4の圏域	8 圏域	佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、 上伊那圏域、南信州圏域、松本圏域、 長野圏域、北信圏域
感染警戒レベル3の圏域	1 圏域	<u>北アルプス圏域</u>
感染警戒レベル2の圏域	1 圈域	木曽圏域



新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い

令和4年7月20日 長野県知事 阿部 守一

医療特別警報（確保病床使用率35%以上）等の発出を避け、社会経済活動をできる限り維持するために、皆様のご協力をお願いします。

1 「ご自身が感染しない。他者を感染させない。」ことを心がけてください

(1) 体調に異変を感じた場合等の対応

- 高齢者など重症化リスクの高い方は、のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、速やかに診療・検査医療機関等※へ相談の上、受診してください。
- その他の方は、上記の症状がある場合は、外出を控え、症状が続く場合は、診療・検査医療機関等※へ相談の上、受診してください。
※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関
- 帰省等で高齢者など重症化リスクの高い方と接する機会を持つ場合は、薬局等における無料検査をご活用ください。（なお、陰性でも感染していない確実な保証にはなりませんので、マスク着用等の感染防止対策は継続してください。）
- 新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。



診療・検査
医療機関

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避は継続してお願いします。特に、エアコン使用時や自家用車内でもこまめに換気してください。

(3) ワクチン接種の検討

- 4回目接種の対象の方（60歳以上の方、基礎疾患のある方等で3回目接種から5か月経過した方等）は、重症化予防のため速やかな接種を検討してください。
- 若年層をはじめとする3回目までのワクチン接種がお済みでない方は、感染・重症化予防に加え、いわゆる後遺症からご自身を守るためにも、ぜひ接種をご検討ください。



ワクチン
接種会場

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

医療関係者等のご尽力で、新型コロナ病床520床、宿泊療養施設5施設、診療・検査医療機関669機関、検査可能数18,330件（一日あたり）、3回目ワクチン接種率67.0（対全県民 R4.7.10）となっています。

(1) マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。熱中症にもご注意ください。

(2) 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

(3) 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。全国的に陽性者が増加していることから、感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

3 事業者の皆様は社会機能を維持するための対策を改めて検討してください

(1) 事業継続計画（BCP）の点検・策定

従業員が陽性者や濃厚接触者となることによる欠勤者の増加も視野に入れ、事業継続計画（BCP）を点検・策定してください。

(2) 在宅勤務・テレワーク、時差出勤等の導入

在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出勤している職員が通常より少なくなるようにしてください。

※ B A. 5 系統に係る知見の蓄積等により、お願いの内容を変更する場合があります。

【感染警戒レベル4の圏域の皆様へのお願い】

- 混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください。（特措法第24条第9項）
 - ・ 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
 - ・ 重症化リスクの高い方及びこれらの方と日常的に接する方、ワクチン未接種の方は特に注意してください。
 - ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。
- 家庭内でも日頃からこまめな換気・手洗いを行うとともに、同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、お互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
- 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
 - ・ 入場者数の制限（人と人との距離を概ね2メートル程度確保）
 - ・ 施設内での物理的距離の確保
 - ・ 十分な換気
 - ・ 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・ 客の健康状態の聞き取り、入口での検温